

■高知県社会福祉施設等地震防災対策推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正案（新）	改正前（旧）
<p>第1条～第13条 略</p> <p>附則1 略</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号から第8号まで、第8条、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>以降 略</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>附則1 略</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号から第8号まで、第8条、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;"><u>【新設】</u></p> <p>以降 略</p>